

| | |
|--------------|---|
| Title | 上博楚簡『命』釈読 |
| Author(s) | 草野, 友子 |
| Citation | 中国研究集刊. 2012, 55, p. 96-110 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/58637 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

上博楚簡『命』 釈読

草野友子

本稿は、『上海博物館藏戰国楚竹書（八）』（馬承源主編、上海古籍出版社、二〇一一年五月。以下、上博楚簡）所収の『命』を対象として、その釈読を提示するものである。まず、上博楚簡『命』の基礎情報を確認し、続いて全体の釈読を行う。

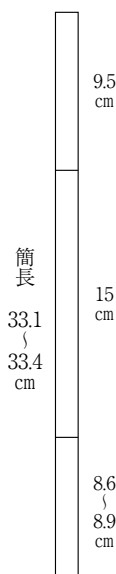
一、基礎情報

（一）書誌情報

まず、「釈文考釈」の担当者（以下、整理者）陳佩芬氏による「説明」に基づいて、本篇の書誌情報を確認しておきたい。

全十二簡、全て完簡。簡長は三十三・一～三十三・四cm、編綴は両道。右契口であり、上端から第一契口までは

九・五cm、第一契口から第二契口までは十五cm、第二契口から下端までは八・六～八・九cmである。



文字は竹黄面に書写され、竹簡の冒頭や末端に留白はない。字体は整っており、文字と文字との間隔は近い。各簡の字数は二十五～二十九字と均等ではなく、全二百七十四字。そのうち重文は二字、合文は四字。本篇には墨釘が六つあり、第9簡に二つ、第5簡・第6簡・第7簡・第10簡に各一つ。また、第7簡と第11簡には墨鉤が一つある。

本篇の第11簡背面の中央部には「命」と書写されてお

り、慣例に照らし合わせると、篇題であると考えられる。

(二) 竹簡の排列

上博楚簡『命』は、整理者による竹簡排列に問題があり、すでに再排列案が提示されている。また、同じく上博楚簡第八分冊所収の『王居』『志書乃言』と『命』とは竹簡の形制がほぼ同じであり、これら三篇は密接に関わっていることも指摘されている。以下、三篇の竹簡形制を図示し、それぞれの排列案を提示する。

・復旦吉大古文字專業研究生聯合讀書會（以下、讀書會）

命1 + 命2 + 命3 + 命6 + 命7 + 命8 + 命9 + 命10 + 命11

王居1 + 乃言1 + 乃言3 …… 乃言4 + 乃言6 + 乃言

7 + 王居5 + 王居6 + 王居7

| 乃言 志書 | 王居 | 命 | |
|--|--|---|------------|
| 8 | 7 | 11 | 簡数 |
| 33.1 ~ 33.2 cm | 33.1 ~ 33.2 cm | 33.1 ~ 33.4 cm | 簡長 |
| 平齊 | 平齊 | 平齊 | 簡端 |
| 両道 | 両道 | 両道 | 編綫 |
| 右 (9.3 ~ 9.5 cm、 14.8 ~ 15.0 cm、 8.7 ~ 8.8 cm) | 右 (9.3 ~ 9.6 cm、 14.8 ~ 15.0 cm、 8.7 ~ 8.8 cm) | 右 (9.5 cm、 15.0 cm、 8.6 ~ 8.9 cm) | 契口（契口間の距離） |
| 169字 (23 ~ 25字) | 152字 (23 ~ 25字) | 274字 (25 ~ 29字) | 字数（簡毎） |
| なし | 「王居」（第1簡背面） | 「命」（第11簡背面） | 篇題 |

* 讀書會は、篇題が『王居』にはあつて『志書乃言』にはないことや、『王居』『志書乃言』『命』の竹簡形制と字体が同一であることから、再排列が可能であると指摘する。また、王居2・3・4、乃言5、命4・命5については、どのように排列すべきか、欠簡があるのか否かといったことは、今後の研究が待たれると述べている。

・陳劍氏

王居1 + 乃言1 + 乃言2 + 乃言3 + 命4 + 命5 + 乃言5 + 乃言4 + 乃言6 + 乃言7 + 王居5 + 王居6 + 王居2 + 王居7

* 陳劍氏は、讀書會の排列案および讀書會「上博八《命》校読」下部の学者評論や、簡帛網の簡帛論壇にて提示された排列案を受けた上で、再排列案を提示している。この排列案では、王居3と王居4は除

外され、命4・命5が組み込まれている^①。

・陳偉氏

王居1 + 王居3 + 乃言1 + 乃言2 + 乃言3 + 乃言4
+ 乃言6 + 乃言7 + 王居5 + 命4 + 命5 + 王居2 +
王居4 + 乃言5 + 王居6 + 王居7

・陳偉氏は、読書会や陳劍氏らの排列案を受けつつも、その順序はいくつか異なっている。この排列案では、王居3・4を含む全竹簡が排列されている。

・浅野裕一氏

王居1 + 乃言1 + 乃言2 + 乃言3 + 命4 + 命5 + 乃
言5 + 乃言4 + 乃言6 + 乃言7 + 王居5 + 王居6 +
王居3 + 王居4 + 王居2 + 王居7

・浅野氏は、読書会や陳劍氏の再排列案を受け、そこに王居3・4を組み込んだ再排列案を提示している。この排列案でも、全竹簡が排列されている。

・なお、沈培氏は、乃言8は上博楚簡『平王与王子木』第四簡の下に接続するという案を提示しており、この案は諸研究者によって支持されている（これらの竹簡形制・字体は同一）。

↓「王子不知麻、王子不得君楚邦、或不得臣楚邦。」
（平王与王子木4 + 乃言8）

このように、三篇のうち唯一篇題が記されていない『志書乃言』は単独の文献ではなく、全竹簡が『王居』と『平王与王子木』の中に組み込むことができることが判明した。一方、『命』には篇題が記されており、これだけで一応独立した文献と考えられる。しかし、先行研究は『命』について、いずれも第4簡・第5簡を除外している。その第4簡と第5簡とをどのように取り扱うかについては諸説あるが、第4簡と第5簡とを除外して『命』を釈読すること自体は、妥当であると考えられる。そのため、本稿では先行研究に従い、第4簡・第5簡を除外して『命』の釈読を行う^②。

二、釈読

本章では、上博楚簡『命』全体の釈読を提示する。以下、凡例、原文、釈文、訓読、和釈、語注の順に掲げる。

《凡例》

・「原文」の【】内の算用数字は竹簡番号を示す。「正」は竹簡の表面、「背」は竹簡の背面を示す。「■」は墨釘、「┌」は墨鉤、「■」は合文符号・重文符号を示す。

・「釈文」は、整理者による原釈文と異説とを参考にし、筆者が最終的に確定したものを掲載する。

・「和釈」中の（ ）は、その直前の語句や内容に関する補足説明等を行ったもの、〔 〕は、筆者が文意を明らかにするために語句を補ったものである。

・「語注」では、筆者が重要と判断したのみを掲載している。また、諸氏の説を注記する場合、その氏名のみを掲げる。論文・札記の題目や掲載年月日等については、本稿末尾の「参考文献」に列記している。

《原文》

鄭（葉）公子高之子見於命（令）尹子■春■（子春、子春）胃（謂）之曰、「君王窮（躬、窮）亡人、命虛（吾）爲楚邦、忤（恐）不【1】能、已（以）辱釵（鋪、鉢一斧、壺、步、寔一鎖）。先夫■（先大夫）之風（颺、風・颺）託（信、教）還（昧、遺）命、亦可已（以）告我。」倉（答）曰、「筐（僕）既導（得）辱見（視）日【2】之廷、命求言已（以）倉（答）、唯（雖）釵（鋪、鉢一伏・負）於釵（鋪、鉢一斧、壺、步、寔一鎖）、命勿之敢韋（違）。女（如）已（以）筐（僕）之觀見（視）日也、【3】十又（有）晶（宐一三）亡筐（僕）■。命（令）尹曰、先夫■（先大夫）司（司）命（令）尹、受

司馬、緡（給一治）楚邦之正（政）、鬻（黔）頁（首）壘（萬）民、【6】莫不忻（欣）喜（喜）■、四海之内、莫弗賧（聞）。子胃（謂）易（陽）爲擊（賢）於先夫■（大夫）、請昏（問）元（其）古（故）L。倉（答）曰、【7】「亡筐（僕）之尚（掌）楚邦之正（政）、還（坐）昏（友）五人、立昏（友）七人、君王之所已（以）命與祈（所）爲於楚【8】邦、必内（入）瓜（偶）之於十昏（友）又（有）三、皆亡懲（竄一留）安（焉）而行之。含（今）見（視）日爲楚命（令）尹■、還（坐）昏（友）亡【9】一人、立昏（友）亡一人、而邦正（政）不敗、筐（僕）已（以）此胃（謂）見（視）日十又（有）晶（宐一三）亡筐（僕）■。命（令）尹曰、「尚（甚）善。」安（焉）政（樹）【10】還（坐）昏（友）三人、立昏（友）三人L。【11正】

《釈文》

葉公子高之子見於令尹子春。子春謂之曰、「君王窮亡人、命吾爲楚邦、恐不能以辱斧鎖。先大夫之風教遺命、亦可以告我。」答曰、「僕既得辱視日之廷、命求言以答。雖伏於斧鎖、命勿之敢違。如以僕之觀視日也、十有三亡僕。」令尹曰、「先大夫司令尹、受司馬、治楚邦之政。黔

首萬民莫不欣喜、四海之内莫弗聞。子謂陽爲賢於先大夫、請問其故。」答曰、「亡僕之掌楚邦之政、坐友五人、立友七人。君王之所以命與所爲於楚邦、必入偶之於友十有三、皆亡留焉而行之。今視日爲楚令尹、坐友亡一人、立友亡一人、而邦政不敗。僕以此謂視日十有三亡僕。」令尹曰、「甚善。」焉樹坐友三人、立友三人。

命

《訓読》

葉公子高の子 令尹子春に見ゆ。子春之に謂いて曰く、「君王 人亡きに窮しみ、吾に命じて楚邦を爲めしむるも、能くせずして以て斧鑕を辱くするを恐る。先大夫の風教遺命も亦た以て我に告ぐべけんや。」と。答えて曰く、「僕は既に視日の廷を辱くするを得、命もて言を求めらるれば以て答えん。斧鑕に伏すと雖も、命もて之を敢えて違ること勿し。如し僕の視日を觀るを以てするや、十有三の亡僕なり。」と。令尹曰く、「先大夫は令尹を司り、司馬を受け、楚邦の政を治む。黔首万民は欣喜せざるなく、四海の内に聞こえざるなし。子陽もて先大夫より賢と爲すと謂う。請う其の故を問わん。」と。答えて曰く、「亡僕の楚邦の政を掌るに、坐友五人、立友七人あり。君王の命を以てする所と楚邦を爲むる所

とは、必ず入れて之を友十有三より偶し、皆留むること亡くして之を行う。今 視日 楚の令尹と爲り、坐友一人亡く、立友一人亡く、而れども邦政は敗れず。僕此を以て視日は十有三の亡僕と謂うなり。」と。令尹曰く、「甚だ善し。」と。焉ち坐友三人、立友三人を樹つ。

命

《和訳》

葉公子高の子は令尹子春に謁見した。子春は葉公子高の子に言った、「君王は人材不足に苦しんでおり、私に楚國を治めるよう命じましたが、うまく治めることができずに斧鑕（の刑罰）をありがたくも頂戴することを恐れています。先大夫（葉公子高）の教誨や遺命をどうか私に告げてください。」と。「葉公子高の子は」答えて言った、「私は既に視日（令尹子春）の朝廷にありますがたくも立たせていただいております、命令によって言を求められましたのでお答えしましょう。斧鑕の刑罰に伏すことになるとしても、命令によってこれをあえて避けるようなことはしません。もし私が視日（令尹子春）を見て考えるならば、十三人の亡父（に相当する能力があるの）です。」と。令尹は言った、「先大夫（葉公子高）は令尹を司り、司馬を受け、楚國の政を治めました。人民たち

は喜ばないものではなく、国中に「その名声が」聞こえないことはありませんでした。子（あなた）は陽（子春）を先大夫より優秀であると言います。その理由をお聞きせください。」と。「葉公子高の子は」答えて言った、「亡父が楚国の政を掌っていたとき、坐友（そばに座って議論し合う友）五人、立友（そばに立って議論し合う友）七人がいました。君王が命令するときと楚国を治めるときには、必ず「朝廷に十二人を」入れてこれ（楚国の政策）を友十三人によって議論し、皆滞ることなくこれ（政策）を実施しました。今、視日（子春）は楚の令尹となり、坐友は一人もおらず、立友も一人もおりませんが、しかし国の政治は失敗していません。私はこのことから視日（子春）は十三人の亡父「に相当する能力がある」と言うのです。」と。令尹は言った、「大変良いお言葉です。」と。そこで「子春は」坐友三人、立友三人を設けた。

命

《語注》

(1) 葉公子高之子：葉公子高とは、楚の左司馬であった沈尹戌沈の子。諸梁、沈諸梁とも呼ばれる。『論語』述而篇や子路篇に出てくる葉公と同一人物である。前

四七九年、白公勝が叛乱を起こして王を称した際、葉公子高は葉の地の軍を率いて楚に救援に向かい、白公勝を討ち滅ぼした。また、『左伝』哀公十六年伝に「沈諸梁兼二事、國寧、乃使寧爲令尹、使竟爲司馬、而老於葉（沈諸梁二事を兼ね。國寧し。乃ち寧をして令尹と爲らしめ、竟をして司馬と爲らしめ、而して葉に老す）」とあり、これは本篇の「先大夫司令尹、受司馬、治楚邦之政」という記述と関連するものである。

葉公子高の子についての詳細は不明であり、整理者は「之子」の二字は衍字ではないかと推測している。これに対して浅野裕一氏は、この時にはすでに葉公子高は死去しているため、整理者の説は誤りであると指摘している。本篇全体を考えると、浅野氏の見解通り、「之子」は衍字ではなく、「葉公子高之子」を指すと考えるのが妥当である。

(2) 令尹子春：整理者は、令尹子春は春秋時代の魯の樂正子春であるとして、楚に至った後に楚王の重用を受け、令尹に任命されたと述べる。これに対して読書会は、この解釈は大きな誤りであるとして、魯の樂正子春と令尹子春とは同名の別人であることを指摘している。また、浅野氏は、令尹子春の名が上博楚簡『王居』にも見えることを述べた上で、令尹子春は楚

の恵王の時の人で、白公勝の叛乱平定後に子西（昭王の頃から令尹）の後継者となった可能性を指摘している。

(3) 君王…本篇では、楚の恵王を指す。楚の昭王の子。在位、前四八八年～前四三二年。『史記』楚世家によると、楚の昭王は臨終の際に弟の子閭に後事を託したが、子閭は子西・子綦（左伝では子綦は子期に作る。昭王の兄、公子申と公子結）らと図って、章（後の恵王）を王位につかせた。恵王二年、子西は太子建の子である勝を呉から呼び戻して巢の大夫に任命し、白公と称させた。恵王六年、白公勝は旧怨のある鄭を攻めるよう要請し、令尹子西は許可したが、軍は発動されなかった。恵王八年、晋が鄭に侵攻し、鄭は楚に救援を求めた。子西は鄭を救援し、鄭から賄賂を受けたため、白公勝は怒って勇士を率いて子西・子綦（子期）らを殺害し、自ら王を称した。恵王は昭王の夫人の宮に逃げ込んだために無事であった。一ヶ月あまりが経過した際、葉公は楚に救援に向かい、恵王は白公勝を討って復位した。恵王十三年、呉王夫差が楚に侵攻した。恵王十六年、越が呉を滅ぼした。恵王四十二年、楚は蔡を滅ぼした。恵王四十四年、楚は杞を滅ぼし、秦と和睦した。恵王五十七年、恵王が没し、その

跡を子の簡王が継いだ。

(4) 窮亡人…整理者は「窮」を「躬」（すなわち「躬」と釈読している（「躬、从呂、从身。躬、俗从弓・見。」）（『説文解字』身部）、「从呂者、身以呂爲柱也、人形曲鞠躬者、斂曲之兒也。弓身者、曲之會也。」（段玉裁注）、「王躬自保。」（『詩經』大雅・烝民）、「躬、身也。」（鄭玄箋）。また、整理者は「亡人」と釈読し、これは亡命した人のことであり、恵王がかつて白公勝によって攻め入られたときに亡命したことを指すと述べる（「臣聞、亡人無黨必有讎。」（『左伝』僖公九年伝）、「田忌亡人也、而得封、必徳王。」（『戦国策』齊策）。一方、読書会は「窮」を「窮」と釈読し、「窮」と「亡」は同義の連用ではないかと述べる。

この箇所について、「窮」は読書会に従い「窮」と釈読するが、「亡人」は「無人」すなわち人材不足を意味していると考ええる。用例としては、『左伝』文公十三年伝に、「子無謂秦無人、吾謀適不用也（子秦に人無しと謂う無かれ、吾が謀適^{なま}用いられざるなり）」とある。従って、この子春の発言は、君王は深刻な人材不足に苦しんでおり、そのため自分（子春）のような者が令尹に任命されたという謙遜の言葉であると解釈する。

(5) 辱斧鑕：「斧鑕」については、整理者は「鉞（鋪）壺（歩）」と釈読しているが、読書会は、この二字は上博楚簡『申公臣靈王』に見える「斧鑕」（腰切り・銅切りをするための刑具）であると指摘している。字形の上からも読書会の解釈が妥当であると考えられるため、「斧鑕」と釈読する。

「辱斧鑕」の「辱」は、かたじけなくも（ありがたくも）頂戴するという意味であり、これもやはり子春の謙遜の言葉であると考えられる。こうした例は、伝世文献にもたびたび見られる（「君惠徹福於敝邑之社稷、辱収寡君、寡君之願也。」（『左伝』僖公四年伝）、「國家得微有事乎。君何爲非時而夜辱。」（『晏子春秋』内篇雜上）など）。また、下文の「僕既得辱視日之廷、命求言以答」も、葉公子高の子の謙遜の言葉であると考えられる。

(6) 風教遺命：整理者は「風」と隸定し、「颺」と釈読しているが、読書会は「諷」と釈読するのではないかと推測している。また、整理者は「託」と隸定し、「信」と釈読しているが、読書会は「誓」の訛写ではないかと推測している。陳偉氏は読書会の解釈に理解を示しつつ、郭店楚簡・上博楚簡に見られる「誓」の用例を挙げ、これらは「教」の異体字ではないかとの


見解を述べている。そして、この部分を「風教」と釈読し、教誨の意味を指すとして、下文の「遺命」と繋がっているとの解釈を提示している。ここでは、陳偉氏の説に従って釈読した。

(7) 視日：整理者は「見日之廷」とは、楚王の朝廷を指し、楚王が政治を行い訴訟の判決を行う場所であるとする。一方、読書会は「見」を「視」と釈読する。「視日」については、上博楚簡『昭王毀室』に「卜令尹陳省爲視日（卜令尹陳省 視日爲り）」とあり、上博楚簡『君人者何必安哉』にも「敢告於視日（敢えて視日に告ぐ）」とある。陳偉氏はこれまで、「視日」とは楚王の尊称もしくは官名であるとの説を提示していたが、本篇での「視日」は確実に令尹子春を指しているため、楚王および高級官僚の尊称であるとの見解を新たに提示している。

本篇の下文には、「今視日爲楚令尹」とあるため、陳偉氏の述べるとおり、本篇の「視日」は確かに令尹子春のことであると考えられる。したがって、ここでは「視日」と釈読し、令尹子春のことを指すと解釈する。

(8) 伏於斧鑕：整理者は一字目を「鉞」と隸定し、「鋪」と釈読しているが、読書会はこれは誤りである

と指摘する。そして、「鉞」と隸定し、伝世文獻では通常「斧鑕」と「伏」「負」が連なつて記されており、「鉞」は「伏」「負」と音が近いことから、「伏」もしくは「負」と釈読するのが妥当ではないかと述べている。確かに伝世文獻において「伏斧鑕」という用例が見られるため（「遂伏斧鑕、曰、命在君。」〔韓詩外伝〕）、ここでは、読書会の解釈に従う。

(9) 十有三亡僕：整理者は「晶」と隸定し、「三」と釈読しているが、読書会は「宐」と隸定し、「三」と釈読している。は郭店楚簡『六徳』や上博楚簡

『子羔』などに見られる字形であり、ここでは「宐」と隸定され、「三」もしくは「參」と釈読されている。字形の面からも「宐」と隸定するのが妥当である。

「亡僕」については、整理者は「僕」の下に墨節があることを指摘しているのみで、解説は加えていない。読書会は「葉公子高之子」の亡父（すなわち子高）に対する呼称であるとして、「十有三亡僕」とは令尹子春の才能が十三人の子高に相当するという意味であり、遠回しに諫めたことばであると解説している。陳偉氏は、「亡僕」が亡父に対する呼称であるとすする読書会の説に対して、具体的な説明がないことを

指摘し、「僕」と「父」とは音が近いため、「亡父」と釈読する可能性がある」と述べている。

(10) 先大夫司令尹、受司馬、治楚邦之政：整理者は「訶」と隸定し、「司」と釈読している。読書会は、「訶」と隸定し、「司—辭？」と記載している。廣瀬薫雄氏はこの箇所について、「訶」は「辭」、「受」は「授」と釈読すべきであるとして、『左伝』哀公十六年の「沈諸梁兼二事、國寧、乃使寧爲令尹、使寬爲司馬、而老於葉」を挙げ、葉公子高が白公勝の叛乱を平定後、令尹・司馬を兼任して楚國の安定を保ち、後にその令尹・司馬の職を別の人物に授けたことを指している」と述べる（読書会「上博八《命》校読」学者評論第二十五楼）。浅野氏は「辭令尹」と釈読し、「葉公子高は令尹に就任するようにとの恵王の要請を辞退して、軍事を掌握する司馬の官職に就き、代わりに子春が令尹になった」と解釈している。また、『左伝』の記事と『命』の内容とは若干の食い違いを見せている」とも述べる。劉信芳氏は、「先大夫辭令尹、受（授）司馬、詒楚邦之政」と釈読し、葉公子高が自らの職を継がせ、楚國の政治を伝えた、と解釈している（詒厥孫謀、以燕翼子）〔詩經〕大雅・文王有声）、「詒。猶傳也。」（鄭玄箋）。

本篇の下文には、葉公子高について「万民が喜び、その名声が伝わった」とあり、葉公子高自身の政治が高く評価されていることから、この箇所は『左伝』にある「兼二事」のことを指している可能性が高い。また、葉公子高の子は令尹子春に対して、「亡僕の楚邦の政を掌るに」と返答しており、やはり葉公子高が実際に政治を行っていた際のことと語られている部分であると考えられる。従って、ここでは「辭」ではなく整理者に従い「司」と釈読する。

(11) 陽：整理者は「陽」は高明という意味であるとするが、読書会はその解釈は誤りであると指摘し、「陽」とは子春の名であると述べている。ここでは、この解釈に従う。

(12) 坐友五人、立友七人：整理者は「唇」を「右」に釈読し、「坐右」とは「坐席之右」という意味であると述べる。一方、読書会はこの解釈は誤りであるとして、『列女伝』母儀伝（魯季敬姜）に「桓公坐友三人、諫臣五人、日舉過者三十人、故能成伯業（桓公坐友三人、諫臣五人、日に過を挙ぐる者三十人あり、故に能く伯業を成す）」という用例があることを指摘する。『列女伝』のこの箇所は、斉の桓公に「坐友三人」、すなわち対等に座って議論し合う友が三人いたというこ

とが記されている。この文の前には周の武王や周公旦についても述べられており、下見隆雄氏によると、これらは「優れた臣の補佐を得ることに努力・成功した為政者を中心に構成された教訓話」である（下見隆雄『列女伝』注釈及び解説1）、『広島大学文学部紀要』第四十三巻、一九八三年、八十頁）。本篇では、「坐友」はそばに座って議論し合う友、「立友」はそばに立って議論し合う友のことを指すと解釈する。

(13) 所爲於楚邦：整理者は「所」を「祈」と隸定しているが、読書会が同じ第8簡の「所」と同じ字であると指摘するとおり、「所」と隸定するのが正しい。

(14) 偶：読書会は、「匚」の字は上博楚簡『平王与王子木』第1簡に見え、そこでは「遇」と釈読することを指摘した上で、本篇では匹偶の「偶」と釈読すべきであると述べる。また、陳偉氏は、「匚」は「偶」「耦」と釈読でき、「廡」と「愉」が音通することから、愉悦あるいは労苦の意味ではないかと推測している。ここでは、読書会に従って「偶」と釈読し、「偶」は「ともがら」の意味で取り、仲間が集まって議論することであると解釈する。

(15) 友十有三人：坐友五人＋立友七人＋亡僕＝十三人という計算である。

(16) 留：整理者は「愍」と隸定し、『玉篇』



「愚也、癡也。」を引用している。読書会はこの解釈はおそらく誤りであり、文字の左上は「佳」のようであるとしながらも、具体的な解釈は提示していない。浅野氏は「愍」(つつしむ)と釈読しているが、具体的な説明はない。単育辰氏は整理者が「愍」と解釈しているのは大きな誤りであり、この字は「留」に従い「心」に従うとし、上博楚簡『緇衣』に見える「留」を用例として挙げる。そして、「愍」は「留」と読み替えることが可能であり、伝世文献に「留令」「留事」「留治」という語があることを指摘した上で、留まる、滞る、滞留するという意味であるとしている(「中處而無敵、令行而不留。」(『管子』兵法)、「兼聽齊明而百事不留。」(『荀子』君道)「斬令則治不留。法平則吏無奸。」(『商君書』斬令))。張崇礼氏は、単育辰氏の「愍」と隸定する説を支持しつつ、「愍」は「憫」の異体字であり、「憫」は怨むという意味であることから、「無愍」とは怨み言を言わないという意味であると述べる(「憫、或从留。」(『集韻』尤韻)、「憫、怨也。」(『玉篇』心部)、「憫、憫慄、憂兒。一曰怨也。」(『集韻』尤韻))。

確かに、諸氏が指摘するとおり、整理者の「愍」という隸定は字形の上で妥当ではないと思われる。この文字は筆画が鮮明ではないために確定しがたいが、単育辰氏の指摘する通り「愍」である可能性が考えられる。張崇礼氏の解釈も一説として考えられるが、ここでは単育辰氏に従って「愍」と隸定し「留」と釈読する。

(17) 甚善：整理者は「尚」と隸定し、「當」と釈読しているが、読書会はこれは誤りであるとして、「尚」は「甚」の訛字であると述べる。この解釈に従う。

(18) 樹：整理者は「敗」と隸定し、「誅」と釈読しているが、読書会はこれは誤りであるとして、「樹」と釈読している。この解釈に従う。

(19) ㄥ：文末を示す墨鉤。下に留白があるため、篇末であることを示している。

(20) 命：第11簡背面の中央部分に記されており、篇題であるとみられる。これまで公開されてきた楚の在地性文献は、篇題がないものが多く、ほとんどが整理者によって名付けられた仮称である。しかし、上博楚簡の第八分冊においては、「王居」「命」といった篇題が見える。『王居』は篇の冒頭の二字「王居」を取って名付けられたものと考えられるが、『命』の冒頭の文

字は「命」ではないため、内容に基づいて名付けられたものと推測される。これについて黄杰氏は、次のような見解を提示している。「本篇における「命」字は、「命（令）尹」の意味を除けば、五つある（「命吾爲楚邦」（簡1）、「先大夫之風遺命」（簡2）、「命求言以答」（簡3）、「命勿之敢違」（簡3）、「君王之所以命」（簡8））。この「命」については、二つの可能性がある。一つは、冒頭にある句、具体的には第1簡「命吾爲楚邦」の「命」字を採用したという可能性である。ただし、こうした命名方法は決まった慣例があるわけではないため、良い解釈とはいえない。もう一つは、内容に関連する、もしくは内容を概括した篇名である可能性である。本篇では令尹が葉公子高の子に「遺命」を告げるように「命」じ、葉公子高の子は令尹の「命」に違わないと言い、自分の職責を全うする（「命求言以答」と述べる。つまり、「命令」の「命」という意味である）（読書会「上博八《命》校読」学者評論第四十九楼）。確かに黄杰氏の見解のように、「命」という篇題は、内容を簡潔に一字で示したものであり、「命令」という意味の「命」である可能性が考えられる。

以上、本稿では上博楚簡『命』全体の釈読を行った。本篇は、葉公子高の子と令尹子春による対話形式の文献であり、その内容は伝世文献に見られないものである。まず、令尹子春が葉公子高の子に対して、「楚国は今、深刻な人材不足であり、恵王から政治を掌るように命じられたが、自分にはそれができるとは思えない」という心中を述べ、葉公子高の教誨や遺命を告げてほしいと頼む。それに対して葉公子高の子は、「あなたは十三人の亡父に相当するほどの能力がある」と告げ、一見高い評価を下す。それに疑問を抱いた子春は、「なぜ賢臣であった葉公子高より自分の方が優秀であると言えるのか」と葉公子高の子に問うと、葉公子高の子は、「亡父・葉公子高が政治を掌っていた際には、坐友五人、立友七人に自分をあわせた計十三人で議論を行っていた。今、子春には坐友・立友が一人もいないにもかかわらず、国の政治は失敗していない。だから、あなたは十三人の亡父に相当するほどの能力がある」と答える。つまり、「十三人の亡父に相当するほどの能力がある」とは、葉公子高の子の令尹子春に対する皮肉を込めた訓戒なのである。子春はようやくそれを察知し、坐友三人、立友

三人を設けるといふ結末を迎える。

上博楚簡『命』には、王の名は明記されていないが、登場人物の時代背景を踏まえると、楚の恵王に関連する文献であることは確実である³⁾。すでに公開されている上博楚簡の楚の在地性文献に登場する王は、莊王（『莊王既成』・『鄭子家喪』）・靈王（『申公臣靈王』）・平王（『平王問鄭壽』・『平王与王子木』）・昭王（『昭王毀室』・『昭王与龔之擘』・『君人者何必安哉』）・簡王（『東大王泊旱』）であり、今回はじめて恵王に関する文献が公開された。このような上博楚簡の楚の在地性文献は、楚の王権に対する警戒をまとめた故事集であり、太子や王族貴族の子弟を対象とした教科書的な役割をもった文献ではないかとの推測がすでになされている⁴⁾。

これまで公開されてきた楚の在地性文献は、王もしくは今後王となる可能性のある者が主要人物として登場し、そうした人物との対話形式になっているものが多かった。しかし、『命』には王は直接登場せず、会話中に「君王」と記載されているのみである。そして、その内容も、臣下のあり方について述べたものであり、令尹という臣下レベルでも、議論し合える仲間をそばに置くことが重要であることが説かれている。従って、『命』の主な読者対象は、将来、王を補佐する立場に立ち、政

治に参加していく人物、つまり高級貴族と考えるのが妥当であろう。いずれにせよ、楚の在地性文献が教育目的で著作されたものであるとの見解は、『命』の内容から判断しても正しいと考えられる。

今後、楚の在地性文献と伝世文献とを比較・検討することにより、楚国の政治の実態や楚の在地性文献の特質を明らかにできるのではないかと推測される。それについては、別稿において改めて論ずることとしたい。

注

(1) 陳劍氏は、網名「Jion」氏（簡帛網、簡帛論壇）、単育辰氏（読書会「上博八《王居》、《志書乃言》校読」、学者評論第十六楼）、程少軒氏（読書会「上博八《王居》、《志書乃言》校読」、学者評論第十八楼）ら各氏の説を受けて竹簡を再排列している。

各説の引用の取り扱いについては注意を要する。例えば、復旦大学出土文献与古文字研究中心のホームページ上に掲載されている論文・札記は、本文の後に「学者評論」という部分があり、自由にコメントできる仕組みになっている。そして、それらのコメントは、後に「網摘『上博八』專輯」というような形式でまとめられて発表されている。また、簡帛網

では「簡帛論壇」において、様々な意見が出されている。

こうしたコメントの部類は、正式な論文ではないものの、意見の一つと見なされ、実際に論文に引用されるケースがたびたび見られる。ただ、そのコメントには本名が書かれていない（「網名」が使用されている）ことも多く、どこまで引用するかについては非常に悩ましい問題である。本稿では試みに、重要な部分のみ、出自を明示しつつ引用することとする。引用の取り扱いについては、武漢大学簡帛研究中心の先生方よりご意見を賜り、それを参考にさせていただいたことをここに付記する。

(2) 竹簡の再排列により、『命』は全九簡、総字数二百二十三字となる（第四簡は二十五字、第五簡は二十六字）。参考までに、上博楚簡『命』第4簡・第5簡の原文・釈文・訓読を以下に記す。

外臣、而居虚(吾) 賢■(左右、不侁(稱) 孽(賢)、進可(何) 巳(以) 毋(聘・屏) 秧(英・補・輔) 我、則戡(戰) 爲民讎(窮一仇?) 寯(讎)。虚(吾) 昏(聞)、古【命4】之善臣、不巳(以) 厶(私) 思(惠) 厶(私) 情(悃・怨) 内(入) 于王門■。非而所巳(以) 晷(復)、我不能睥(貫) 壁而見(視) 睪(聖・聽)、【命5】……

……外臣、而居吾左右、不稱賢、進何以屏輔我。則職爲民仇讎。吾聞古之善臣、不以私惠私怨入于王門。非而所以復。我不能

貫壁而視聽、……

(……) 外臣、而して吾が左右に居くも、賢を称げず、進むるに何を以て我を屏輔せん。則ち職は民の仇讎と爲る。吾れ聞く古の善臣は、私惠私怨を以て王門に入らずと。非として復する所以なり。我れ壁を貫きて視聽する能わず、……)

(3) なお、浅野氏は『王居』と上博楚簡『命』・清华簡『楚居』との関連から、『王居』の「君王」も惠王のことを指すと指摘している(浅野裕一「上博楚簡『王居』之復原与解釈」および「上博楚簡『王居』の復原と解釈」)。

(4) 陳偉「《昭王毀室》等三篇幾個問題」(《出土文献研究》第七輯、上海古籍出版社、二〇〇五年)、湯浅邦弘「上博楚簡『莊王既成』の予言」・「太子の「知」——上博楚簡『平王与王子木』——」(《上博楚簡『平王問鄭寿』における諫言と予言》(浅野裕一編『竹簡が語る古代中国思想』(二)——上博楚簡研究——、二〇〇八年九月、汲古書院)、浅野裕一「上博楚簡『王居』之復原与解釈」および「上博楚簡『王居』の復原と解釈」など。

《参考文献》

- ・劉信芳「上博藏竹書『東大王泊旱』聖人諸梁考」(《中国史研究》二〇〇七年第四期・總第一一六期、二〇〇七年十一月)
- ・浅野裕一「上博楚簡『王居』の復原と解釈」(浅野裕一・小沢賢二「出土文献から見た古史と儒教經典」、汲古書院、二〇一二年

八月)

- ▼簡帛網・武漢大學簡帛研究中心 (<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・陳偉「上博八《命》篇贖義」(二〇一一年七月十九日)
- ・陳偉「上博楚竹書《王居》新編校釈」(二〇一一年七月二十日)
- ・陳偉「上博八零識(二則)」(二〇一一年七月二十五日)
- ・曹方向「説上博楚簡第八冊瑣記」(二〇一一年八月二十二日)
- ・劉信芳「上博藏八試讀五則」(二〇一一年九月九日)
- ・黃浩波「試説令尹子春即郢公子春」(二〇一一年十月二十七日)
- ▼復旦大學出土文獻與古文字研究中心
(<http://www.gwz.fudan.edu.cn/>)
- ・沈培「《上博》(六)《和》《上博》(八)《竹簡相互編聯之一例」(二〇一一年七月十七日)
- ・復旦吉大古文字專業研究生聯合読書會「上博八《命》校読」(二〇一一年七月十七日)
- ・復旦吉大古文字專業研究生聯合読書會「上博八《王居》《志書乃言》校読」(二〇一一年七月十七日)
- ・陳劍「《上博》(八)・《王居》復原」(二〇一一年七月二十日)
- ・単育辰「估畢隨録之十五」(二〇一一年七月二十二日)
- ・淺野裕一「上博楚簡《王居》初探」(二〇一一年八月十九日)
- ・王寧「再説楚簡中的“視日”」(二〇一一年八月二十日)
- ・網摘「《上博八》專輯」(二〇一一年十月一日)
- ・淺野裕一「上博楚簡《王居》之復原與解釈」(二〇一一年十月二

十一日)

- ・雍宛苴「《上海博物館藏戰國楚竹書(八)》虚詞初探」(二〇一一年五月十三日)
- ・張崇礼「《上博八・命》文字考釈」(二〇一二年八月二日)
- ・[付記1] 本稿の執筆に先立ち、二〇一二年一月二十一日～二十日および二〇一二年八月二十七日に行われた中国出土文獻研究會の研究會合において先生方よりご意見を賜った。本稿は、その折の原稿に修正を加え、定稿としたものである。
- ・[付記2] 本稿は、平成二十三年度～平成二十四年度日本學術振興會・科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。